

未成年口座取扱規定

第1条（規定の趣旨・適用時期）

- (1)この規定は、未成年のお客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットまたは電話を利用した取引およびサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2)お客様が成人した場合は、通常の証券総合取引口座に変更し、本規定が適用されることはありません。

第2条（申込方法）

お客様は、この規定のほか、証券総合取引約款その他の当社の定める約款・規定に従い口座開設申込および取引等を行うものとします。

第3条（規定の例外）

この規定と証券総合取引約款との間に抵触する規定がある場合は、この規定が優先するものとします。

第4条（親権者の届出等）

- (1)お客様は、当社の口座開設を申込み場合には、取引および取引に付随する行為について、お客様を代理する代理権を有する親権者（以下「親権者」といいます。）を当社に届け出るものとします。この届出及び本条次項以下の行為は、親権者がお客様を代理して行うことができます。
- (2)親権者は、民法上の親権を有する自然人1名とします。
- (3)お客様は、第1項の届出に際し、親権者とお客様の続柄が記載された住民票謄本、戸籍謄本その他の当社が定める確認書類を提出するものとします。
- (4)親権者は、当社に証券総合取引口座を開設していることを要します。お客様が当社の口座開設を申込み時点で、親権者が当社の証券総合取引口座を開設していない場合には、お客様と親権者の口座開設を併せて申し込むことが必要となります。
- (5)お客様の行う取引注文等は、原則として代理人である親権者が行うものとします。
- (6)お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）、取引パスワードおよび電話認証番号（（旧、暗証番号）以下、これらを「認証番号」といいます。）を親権者以外の第三者への開示または貸与により本口座を利用させることはできません。
- (7)当社は、前項の認証番号を、お客様が当社に登録しているお客様の住所に送付し、親権者は、認証番号をお客様以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (8)当社が認証番号の一致を確認した場合は、次項に定める親権者の同意書が提出されている場合を除き、取引注文等は親権者によってなされたものとします。
- (9)お客様が、親権者による取引ではなく、お客様自らによる取引を希望される場合には、親権者がお客様自らの取引について親権者として同意することその他の記載がなされた当社所定の同意書を提出いただく必要があります。

第5条（届出事項の変更）

- (1)お客様は、本口座開設後、改名、移転、親権者の変更など、届出事項等につき変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
- (2)前項の場合、当社は所定の手続きとして、第4条第3項に定める書類の提出を要求します。

第6条（解約）

当社は、お客様が証券総合取引約款第29条第1項および第7項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。

- ①当社に届出のあった親権者の親権関係について、虚偽であること、または虚偽である疑いが判明したとき
- ②前号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき

第7条（規定の適用時期・経過措置）

- (1)この規定は、この規定の施行後に当社に開設される未成年口座には、その開設および取引について、例外なく適用されるものとします。

(2)2016年3月31日までに当社に開設されていた未成年口座には、当該口座を保有する個別のお客様に対する通知または同意を以て、この規定が適用されるものとします。

第8条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改定されることがあります。

なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。

この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、改定にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

以上

2023年3月18日改定